



ふくしまの
今が分かる
新聞

vol. 20



2014年6月9日

発行: 福島県避難者支援課 ☎ 024-523-4157

*この広報紙は「東日本大震災子ども支援基金」を財源として発行しています。

ふくしまの四季



初夏

子育て 支援 できる環境づくり

福島県が発行する「ふくしまの今が分かる新聞」の今号では、これから夏に向けてリフレッシュできるイベントや支援の情報など、ふくしまの子どもたちの元気につながるような話題を中心にお届けします。

心のケア

給食・食品の検査

自然体験・交流

遊び場整備

今回紹介する事業はこちらです。

1 自然の家・ふくしまっ子体験活動
2 山形県での交流活動
3 福島、宮城など6県での自然体験
4 檜枝岐村での宿泊費補助
5 遊び場の整備 (屋外遊び場)

自然体験
交流活動

1 自然の家体験活動

3つの自然の家で、乳幼児から中学生、その家族を対象に、日帰りで行う自然体験活動等の場を提供します。お問い合わせは、それぞれの自然の家までお願いします。

期間 夏期と冬期に各1回(計6回)

対象 県内在住の幼児、小・中学生とその家族(乳児も含む)

会場 郡山自然の家 ☎ 024-957-2111
会津自然の家 ☎ 0242-83-2480
いわき海浜自然の家 ☎ 0246-32-7700



自然体験
交流活動

1 ふくしまっ子体験活動応援補助事業

自然体験活動や交流活動などを実施するスポーツ少年団や子ども会、家族グループなどの団体に、宿泊費(1人当たり1泊5千円上限)と交通費・体験活動費(1人当たり1回2千円上限)を補助します。

期間 夏: 7~8月、冬: 12~1月

対象 県内在住または県外に避難している1才以上の幼児、小学生、中学生及び引率者、保護者等

条件 ①補助対象の子どもが5人以上いること
②体験活動実施場所・宿泊場所が福島県内であること

申込 本事業を利用しようとする団体は、登録旅行業者に実施の20日前までに申し込んでください。

※登録旅行業者の一覧については、教育庁社会教育課のWEBサイトに掲載しています。

※平成26年度から、小中学校等の教育機関や社会教育関係団体が実施する場合、一定条件の下で県外での活動も対象となりました。

福島県 ふくしまっ子

検索

問 福島県教育庁 社会教育課

☎ 024-522-3090



自然体験
交流活動

2 やまとた・ふくしま少年少女交流事業

福島県内の児童・生徒が、山形県内の児童・生徒との交流を通じて互いの友情を育み、山形県の四季折々の自然の中でのびのびと過ごし、心身のリフレッシュを図ることができる交流事業を行います。



日程 夏: 8月16日(土)~19日(火)

山形県金峰少年自然の家分館 海浜自然の家

秋: 10月24日(金)~26日(日)

山形県神室少年自然の家

※1月にも開催予定

対象 福島県内の小学生(4年生以上)・中学生

参加費 無料(送迎あり)

申込 各開催日の約6週間前に山形県及び各少年自然の家のWEBサイトに掲載される募集要項をご覧ください。

問 山形県教育庁 文化財・生涯学習課

生涯学習振興室 ☎ 023-630-2831

自然体験
交流活動

3 福島こども力プロジェクト ふみだす探検隊

外遊びやキャンプなどの体験を通して、福島の子どもたちがたくましく生きていくための力を育てる取り組みです。福島県内外における、様々な自然体験活動や屋内外でのスポーツを中心とした楽しいプログラムを独立行政法人国立青少年教育振興機構が企画・実施します。

開催施設 福島、宮城、群馬、長野、新潟、静岡の6県にある7つの国立青少年自然の家・交流の家

対象 福島県内の小学生等

申込期間 後期開催分(12~3月)について、9月13日(土)から受付予定

※詳細については、「福島こども力プロジェクトふみだす探検隊」のWEBサイトにてご確認ください。

ふみだす探検隊

検索

問 福島こども力プロジェクト ふみだす探検隊事務局

✉ info@fumidasu.jp



自然体験
交流活動

4 民宿などの宿泊費を補助

檜枝岐村

尾瀬檜枝岐温泉観光協会に加盟する山小屋、旅館、民宿に宿泊される方を対象に、1泊1名様につき通常料金より3,000円を割引いたします。また、加盟施設でお土産やお食事にご利用いただける500円分の商品券もプレゼントします(元気ふくしま応援事業)。

日程 平成27年3月31日(火)までの宿泊

対象 福島県内在住または県外に避難されている方

問 尾瀬檜枝岐温泉観光協会 ☎ 0241-75-2432



応急仮設住宅の適切な利用のお願い

(適切と認められない使用例)
○週末や休暇期間中のみの利用
○複数の応急仮設住宅の供与を受けること
○その他、居住以外の利用(倉庫・商業用など)
また、応急仮設住宅を退去される場合には、事前の手続きを必ず行っていただくようお願いします。

なご利用をお願いします。
都道府県に依頼しております。

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、柳原町、矢祭町、鳩ヶ谷町、鶴来町、石川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

応急仮設住宅(民間借上住宅などを含む)は、災害救助法に基づいて一時的に居住の安定を図ることを目的としています。避難による居住以外の用途での使用は認められませんので、適切に延長していただくよう各市町村に依頼しております。

仮設借上住宅の供与期間の1年延長について

福島県高等学校等奨学給付金

検索

福島県教育厅 高校教育課

☎ 024-521-7775

申請手続

給付額

書類添付

WEBサイト

7月に申請を受け付けますので、申請用紙に必要書類を添えて在学証明書を提出ください。申請用紙の入手方法その他詳しいことは、県高校教育課のWEBサイトをご覧ください。

対象となる世帯

平成26年7月1日現在、次の全てに該当する世帯

①保護者(親権者)が福島県内に住所を有すること
②非課税世帯(保護者(親権者)それぞれの市町村民等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します)。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

③生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

④生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑤生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑥生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑦生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑧生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑨生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑩生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度高等学校等に入学した生徒のいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を給付します。

⑪生徒が「高等学校等就学支援金」の対象者であることがあります。

※平成26年度は1年生のみが対象となります。

対象となる世帯

福島県教育委員会では、

